



■ 流木の利活用者を募集します

旭川河川事務所では、平成28年8月の大雨災害により大量に発生した流木について、資源の有効活用や回収処理費用の低減をはかるため、地域の木質バイオマス(燃料など)として利活用していただける企業・団体を募集しています。

河道内に堆積している流木などの一般廃棄物は、通常、市町村が定める一般廃棄物処理計画に基づき適正に処理を行っていますが、平成28年8月の大雨災害により大量の流木が発生し、水産業などへの甚大な影響が懸念されています。

一方、間伐などの森林整備に伴う林地未利用材については、既に木質バイオマスとして有効活用が推進され、企業・団体では、さまざまな木質バイオマスの利用が進められていることから、流木を有効活用していただけるよう、無償で提供いたします。

【募集期間】

- 平成30年10月1日(月) から 平成30年10月15日(月) まで

【募集要件】

- 利活用目的が明確であり、河川敷地等に集積してある流木を自ら積込・運搬し、利活用できる企業・団体であること。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している企業・団体などではないこと等、詳細は募集要項等をご確認ください。
- 現地作業範囲、流木の数量等に限りがあるため応募者多数の場合は、当事務所で選定させていただきます。

【提供にあたっての条件】

- 幹長、約2.4mで堆積しています。(堆積箇所:美瑛川流域7箇所～詳細は箇所図)
- 枝葉の混入や土砂などが付着している場合があります。
- 平成30年12月20日までに、河川敷地外に搬出できる企業・団体に限ります。
- その他、必要条件があります。詳細は「流木の利活用に関する条件等について」又はお問い合わせください。
- 応募申込書に必要事項を記載の上、旭川河川事務所へ募集期間内に提出してください。